民進党の逢坂誠二です。本題に入る前に申し上げます。

安倍総理の古くからの友人が理事長を務める学校法人「加計学園」が国家戦略特区に獣医学部を新設する計画について、安倍総理の何らかの関与や影響が疑われております。昨日の報道によれば文部科学省が、特区を担当する内閣府から「官邸の最高レベルが言っている」「総理のご意向だと聞いている」などと言われたとする記録を文書にしていたことが明らかになりました。

この加計疑惑に加え、森友疑惑、私人である総理夫人の秘書問題など、安倍 総理夫妻、総理と身近な関係者等に関し、行政の私物化を強く疑われる事案が 頻発しております。

権力の座にあるものが、人に疑われるような振る舞いをすれば、何か悪いことをしているのではないかということを、一般の方々以上に強く疑われることになります。

瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず。

瓜の畑の中で靴を履き直すと、瓜を盗むと疑われる。また、李(すもも)の木の下で冠を被り直せば、李を盗むと疑われるということから、人に疑われるようなことはするなという故事成語ですが、安倍総理夫妻の行動はその対極にあると言わざるを得ません。

安倍総理および政府関係者の皆さんには、これら一連の疑惑の解明に十分な 説明責任を果たすよう強く求めます。

さて改めて、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました 法務大臣金田勝利君不信任決議案に対して、賛成の立場から討論を行います。

賛成の理由は、金田大臣が国務大臣として資質に甚だしく欠ける、ただその 一点に尽きています。

政府は、今年1月、国会に提出を予定している新しい共謀罪法案について、 以前の共謀罪法案とは全く「別物」であること。新しい共謀罪は、「一般の方々」 は対象にならないこと。「テロ等準備罪」という、誤った呼称を使い始めるなど、 共謀罪の本質をはぐらかそうとする極めて姑息なイメージ作戦を展開し始めま した。

そこで私は、以前の共謀罪と別物とはどういうことであるのか、さらに一般の方々が対象にならないとは、どういう意味なのか、こうしたことについて、 金田大臣に繰り返し質問をさせて頂きました。

法案の閣議決定前であっても、政府が国民に対し、声高に明言していることですから、担当である金田大臣は、当然、これらのことに的確に答弁できるはずであります。ところが幾度質問しても、一般の方々が対象にならない根拠や、従前の共謀罪とは別物であるという明確な理由について、金田大臣は十分な答

弁ができませんでした。

こうしたやりとりがされていた本年2月、こともあろうに金田大臣は、ご自身が指示をして法務省職員に怪文書を作成させたのです。それは、国会の質問を封ずるかのような信じられない内容でした。結局は、強い批判に晒されて、金田大臣もこの怪文書は不適切であったと謝罪し撤回されましたが、私は、その時点で金田大臣は辞任すべきだったと考えておりました。

なぜなら、いくら大臣の指示とはいえ、国会審議を封ずるかのような怪しげな文書の作成は、本来であれば法務省職員が阻止すべきものです。しかしそれを敢えて作成したうえ、記者に配布したのです。この時点で、国民はもとより、大臣のもっとも身近にいる法務省職員が金田大臣を見放したのではないか、と推測されるからです。

その後も金田大臣は、相変わらず的確な答弁を行うことができず、「成案を得てから答弁をする」と繰り返すばかりでありました。結局、成案が出てから答弁すべき質問の数は40あまりとなりましたが、未だにそれらの全てに対して明確な答弁が行われてはおりません。

それにしても今回の政府の共謀罪法案に関する姑息なキャンペーンは徹底していました。TOC条約で求められる対象犯罪は676であるが、277に絞り込んだ。対象犯罪のうち、テロにかかわるものが最多の110である。共謀に加えて、実行準備行為があってはじめて処罰可能。処罰対象は、組織的犯罪集団に限られる。

これらの言葉を聞かされると、過去の共謀罪とは違うような印象を受けます。 しかし、それが本当だったのでしょうか。それらを問いただした結果は、残念 ながら多くの不都合な真実が発覚しております。

今回、従来の共謀罪にはなかった組織的犯罪集団という概念を付加し、あたかも対象団体を絞り込んだかのような印象を与えています。しかし政府は、その概念があってもなくても、犯罪が成立する団体の範囲は、従来も今回も一緒だと答弁しています。つまり対象団体を絞り込んだかのような印象操作は誤りだということです。

277 におよぶ対象犯罪の「テロ」「薬物」「司法妨害」といった分類も、複数にまたがるものを無理やり「テロ」が一番多くなるように分類することで、テロ対策というイメージ作り上げるための帳尻を合わせだったことまで報道されています。

676 を 277 に絞り込んだといいますが、キノコ・タケノコで話題となった森林 法の森林窃盗は対象となるが、鉱業法は対象とならないことへの説明も納得で きるものではありません。

共謀罪法案の組織的強盗共謀の罪は懲役 5 年です。一方で現行刑法の強盗予

備の懲役は2年です。

犯罪を実施しない計画合意の段階で 5 年の罪が課されるのに、実際に強盗実 行直前の予備行為を行ったものが、それよりも軽い罪にしかならす、刑罰が逆 転してしまうのです。

この逆転に、法務省も内閣法制局も何の違和感もないようですが、現在の刑事法体系を滅茶苦茶にする明らかな欠陥法案です。

もちろんこんな共謀罪という欠陥法案の答弁をさせられている金田大臣も気の毒ではあります。しかし金田大臣が、この共謀罪法案が欠陥のだらけであることにも気づかず、野党からの質問を受けても理解しようともせず、平然と官僚答弁を読み上げることや、官僚に答弁を肩代わりしてもらうことだけに腐心しています。誠に残念という他はありません。

自民党の竹下国対委員長は、今回の不信任決議案の提出は理不尽だと批判されましたが、こうした資質に欠ける金田大臣の答弁を聞かされる国民こそが、 理不尽な状態に置かれています。

以上、金田大臣がいかに国務大臣としての資質に欠けるかの一端を申し述べました。

良識ある議員諸君におかれましては、法務大臣金田勝利君不信任決議案に御賛同いただけるものと確信し、私の賛成討論を終了いたします。

御清聴まことにありがとうございました。